

INFOSTA 役員（理事・監事）のご就任にあたって

一般社団法人 情報科学技術協会

この度は一般社団法人 情報科学技術協会（以下、INFOSTA）の役員をお引き受け頂き有り難うございました。ご就任にあたり、役員が円滑に行われるように必要書類を送付するとともに簡単に職務についてご説明させていただきます。

1. INFOSTA の組織について

わが国では平成20年12月1日からいわゆる公益法人改革三法の施行による新公益法人制度が始まり、INFOSTA も平成24年度より一般社団法人へと移行致しました。

法人の類型としては、法人税法上特別な取扱いのある「公益法人等（学校法人、社会福祉法人等）」（理事会設置型）に含まれ、収益事業のみ課税される存在です。

「非営利」とは「剰余金を配当しない」こと、「公益性」は基本的に「不特定多数の者の利益に供する」とされています。一般社団法人の運営には法律上の制限があり、開かれた運営による非営利で公益的な活動に関わることから、収益目的の会社組織とは異なることも多々ありますので詳しくは添付の「法人形態の類型別比較表」をご参照ください。

役員への就任は経営への参画であります。一般社団法人は一定の共同目的のための複数人が組織的に結合した「人の結合体」で、社員総会（法人法35条）と理事（法人法63条1項）が必須機関と規定されております。INFOSTA では5名以上の理事（定款22条(1)）、法人法上は任意設置とされている監事も2名以内（定款22条(2)）を設置しています。また、理事会では代表理事として1名の会長、2名以内の副会長、業務執行理事として1名の専務理事を選任することとなっています（定款22条2項）。

2. 理事の権限と責任

理事権限は下記の通りです。

- ① 業務執行の決定に関する権限（法人法90条2項(1)、197条）
- ② 理事の職務執行の監督権限（法人法90条2項(2)、197条）

理事が監督を怠った時は法人に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負うこと（法人法111条、198条）になっている為、理事の監督権限は同時に監督義務でもあります。

理事会では委任や書面決裁が認められていません。理事会の開催に際して予め明示された議題・議案に対する意思表示は理事会に出席して議決に参加、もしくは議事録を確認・

承認することによって行なわれます。(電磁的な承認を行うこともあります。)

3. 理事の義務

理事には下記の義務があります。

- ① 理事の善良なる管理者としての注意義務（善管注意義務）（民法 644 条）
- ② 忠実義務（法人法 83 条、197 条）
- ③ 競業禁止義務・利益相反取引の規制
- ④ 法令及び定款並びに社員総会・理事会の決議を遵守
- ⑤ 自己又は第三者の利益を図って法人の利益を害する様なことをしてはならず、自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引（「競業取引」）をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、承認を受けなければならない（法人法 84 条 1 項(1)、92 条 1 項、197 条）。

理事が法人の利益を犠牲にして、自己又は第三者の利益を図るおそれのある取引（「利益相反取引」）をしようとするときは、理事会において当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければなりません（法人法 84 条 1 項(2)(3)、92 条 1 項、197 条）。

4. 代表理事の責務

代表理事は法人を代表し、かつ、法人の業務を執行し、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限と責任を与えられた理事です（法人法 77 条 4 項、197 条）。

- 任期は法律上の定めがなく、定款で特に任期を定めない限り、理事の任期と一致することになります。（第 26 条 1 項 役員(理事および監事)の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。）
- また、本人の死亡、理事の地位の喪失（任期満了等）、辞任、理事会による解職等により退任しますが、新たに選定された代表理事（次項の一時代表理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有します。（法人法 79 条 1 項）。
- 代表理事は毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければなりません（定款 24 条 5）。

5. 理事の担務

INFOSTA では理事の職務分担は、総会後に開かれる最初の理事会において合議のうえ会長が委嘱します（内規「協会運営に関する理事会確認事項」IV 役員関係の（役員の職務）8 条）。これについては民法や法人法、定款で定めているものでもありません。

職務は「総会ならびに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない（定款第 51 条）、すなわち、理事の担務（担当理事）は、理事会から正式な委任を受け担当業務に関する単独業務執行決定権を、定款や事業計画の範囲内において委ねられているものです。その主な内容は下記の通りです。

- 委員会その他担当の諸活動について、総会並びに理事会の運営方針を活動メンバーに適切に伝える。
- 諸活動の現状報告を理事会に行い、担当諸活動の代表的立場から理事会に必要な提案を行う。
- 最終的に「事業報告」としてとりまとめ、一方諸活動からの提案や要請を受けて「事業計画」への反映に努める。

これらの為、毎回とは言わずとも諸活動への参画や、委員長等諸活動推進者との連絡・連携を密にすることは必要な事項になります。

6. 理事の選任と退任

理事は一般社団法人では社員総会の決議で選任され、①任期満了（法人法 66 条、177 条）、②辞任（法人法 64 条）、③解任（法人法 70 条 1 項）、④その他（法人法 284 条、民法 653 条）、によって退任します。

理事と法人の関係は、委任の規定に従うので（法人法 64 条）、在任中いつでも自らの意思により辞任することができます（民法 651 条 1 項）が、退任理事は新しく選任された理事が就任するまで理事としての権利義務は有します（法人法 75 条、177 条）。

7. 監事の権限と責務

監事の職務・権限は下記の通り、定款に定められている（定款 25 条）。

- ① 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
- ② 監事はいつでも理事および使用人に対して、業務の報告を求め、この法人の業務および財産の状況を調査することができる。
- ③ 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認められた場合は、意見を述べなければならない。
- ④ 監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。
- ⑤ 監事は、前項の報告をする必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から 5 日以内に、2 週間以内の日を理事会とする招集通知がない場合は直接、理事会を招集できる。
- ⑥ 監事は、理事が社員総会に提出する議案、書類その他法令で定めるものを調査

し、法令およびこの定款に違反し、または、著しく不当な事項があると認められた場合は、その調査の結果を社員総会に報告する。

- ⑦ 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれのある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求する。
- ⑧ 前各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

8. 必要書類

別途メールで規定類ファイル（定款を含めたすべての内規含む）の最新版をお送りします。上記の説明に出てきた定款の各章のほか、下記と関連委員会の項を熟読ください。

- 協会運営理事会確認事項
- 理事会手順書（プロセス）
- 委員会設置内規、別紙：委員会運営内規の標準的構成
- 事務処理規則
- 理事会用報告用紙

9. 参考資料：法人形態の類型別比較表（添付：略）

法人は営利目的法人（私益）と非営利法人（公益）に2分されます。営利目的法人は株式会社・有限会社などが会社法で定められています。非営利法人の内、公益財団法人・公益社団法人・一般財団法人・一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）を表にしました。

- 公益財団・社団法人は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）」と併せて公益目的事業を主とする法人として公益認定を受けて設立となり、規制に基づいて独り立ちが求められることと同時に活動報告等の規制も受ける法人。
- 一般財団法人は基本金を基礎として成立している法人ですので、基本金の保全も含めや法律的規制が一番きつい形態と考えられますので、これとの比較によって、本来最もきちんと運営すべきとされる事項が明らかになります。
- 一般財団・社団法人は規制こそ弱まるものの、独り立ちしていかなくてはならない（監督省庁などへの報告はいらないが開示は求められる）法人形態と、前兩者のいずれにも属さない法人格と考えられます。
- 公益法人では会計監査人が必要ですが、一般財団・社団では必須ではありません。監事については、理事会非設置型一般社団を除いて設置が必須な組織となっています。
- 一般社団法人の種別として細かくは理事会設置型か非設置型か、また税務上、非営利型か共益活動型かそれ以外の型に区別されます。

- 一般社団の理事会設置型と非設置型では、理事の責任が異なります。非設置型ですと、全理事が意思決定・業務執行の（ある意味では）代表権を持ちますが、理事会設置型の場合にはその責任を分担する組織となっています。
- NPO 法人は定めある「特定非営利活動」中心で費用等はかけずに設立可能だが都道府県庁などの認証は必要です。